

第21回 ひのよさこい祭（豊田駅南口エリア） 出店募集要領

（目的）

第1条 ひのよさこい祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)がキッチンカーによる出店者を募集するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

（開催期間及び販売時間）

第2条 開催期間は、令和6年10月5日(土)の1日間とし、販売時間は次のとおりとする。
午前9時30分～午後5時30分まで

（会場）

第3条 会場は、JR豊田駅南口広場の敷地内とする。ただし、出店場所は実行委員会の判断により、変更する場合もある。

（出店者の資格）

第4条 ひのよさこい祭に出店できる者は、次のとおりとする。ただし、これ以外の者であっても、実行委員会が出店を認めたときはこの限りでない。

ア 日野市商工会所属の市内商工業者

イ 事業所の名義貸しによる出店はできない。

ウ 出店申込時点で日野市商工会費未納の方は出店申込できない。

エ 出店説明会に出席しないと出店できない。

（出店できる出店物等の範囲）

第5条 出品範囲は次のとおりとする。ただし、これ以外であっても、実行委員会が出店を認めたときはこの限りでない。

ア 出品は東京都南多摩保健所の指導を遵守したもの

イ 出店する商工業者や団体が通常業務としているもの

（出店参加申込）

第6条 出店希望者は、出店参加申込書（指定様式）に必要事項を記入の上、定める日までに日野市商工会事務局に申し込むものとする。その他、指定の書類を提出するものとする。

2 出店希望者は、「行事における臨時出店届」（指定様式）を出店参加申込書と同時に提出するものとする。

（出店申込期限）

第7条 出店申込期限は、実行委員会が別に定める。ただし、会場の都合等により申込期限前であっても参加申し込みを締め切ることができる。

（出店の決定）

第8条 出店枠数は申込受付期間内に申込のあった事業者の数により判断し、実行委員会で決定する。なお、定められた枠数を超えた場合は抽選とする。

実行委員会は、出店の可否を口頭又は書面にて出店申込者に連絡するものとする。

2 実行委員会は、同一業種（同一内容の物品等）の申込が多い場合には、出店内容等

の調整をすることができる。

(出店小間割)

第9条 出店のコマ割(出店場所)は、出店内容及び会場設備等を勘案して実行委員会が定める方法により決める。

(出店料)

第10条 出店料は、無料とする。ただし、実行委員会が認めたときはこの限りでない。

(出店物等の搬入・搬出)

第11条 出店物等の搬入・搬出は、実行委員会の指示に従い行うものとする。

(出店物の自己管理責任)

第12条 出店者は、自己の出店物等に関し、ひのよさこい祭開催期間中、適正な管理を行うものとする。

2 火気の使用については、申込時に実行委員会へ届出ることとし、消火器および断熱材は出店者において準備し備え付けること。

(協議事項)

第13条 この要領に定めのない事項については、関係者で協議し実行委員会がこれを定める。

(付 則)

この要領は、令和6年7月17日から施行する。